

浄化槽は水環境を守っています

浄化槽と生活排水

人が生活する中で、トイレや風呂、炊事、洗濯など、さまざまな理由で生活排水が発生します。その量は1人当たり1日200リットル(浴槽1杯分)とも言われています。これだけ多くの汚れた水を何も処理せずにそのまま川などに流してしまつと、自然環境にさまざまな悪影響を与えてしまうため、きれいな水に変えてから川などへ放流するための装置が浄化槽です。

単独槽と合併槽の違い

浄化槽には、単独処理浄化槽(単独槽)と合併処理浄化槽(合併槽)があります。単独槽はトイレからの排水のみを浄化しますが、合併槽は家庭から出る排水の全てを浄化することができます。単独槽の8倍の浄化能力があります。現在、単独槽を新たに設置することは法律により禁止されています。

水環境の保全のために合併槽への転換を

川が汚れる大きな原因は、生活排水です。単独槽ではトイレの排水しか浄化できず、風呂や洗濯などの生活排水は、全て川に直接流出しています。

一方、合併槽は家庭から出る排水の全てを浄化するため、水の汚れは単独槽の8分の1程度に減らすことができます。より水環境を守ることに適しています。

補助金制度を活用してください

合併槽への転換を推進するため、くみ取り便槽、または単独槽から合併槽に設置替えする場合は、新増築などでの合併槽の設置より上乗せした補助金額を交付しています。

また、くみ取り便槽または単独槽からの転換については、「既存の汲み取り便槽または単独槽の撤去に係る工事費」と「新たに排水管等を敷設するための宅内配管工事費」に対しても、補助金を交付しています。くみ取り便槽や単独槽をお使いの皆さんは、この機会に、合併槽への転換をご検討ください。



浄化槽の設置工事

お得でエコな暮らしを実現しましょう 住宅の省エネを応援します

市では、ゼロカーボンシティの実現に向け、各種補助金による住宅の省エネへの支援を行っています。詳しくは担当まで問い合わせください。問い合わせ 環境課 藤原 ☎③2609

●補助金 共通事項

- ▶市内に居住しているまたは居住する予定の人で、市税などの滞納がない人が対象です。
- ▶各補助金の交付申請は、**事業に着手する前に**環境課へ交付申請書などの関係書類の提出が必要です。
- ▶各事業の実施は必ず**補助金の申請年度内に着手し、完了**するようにしてください。
- ▶各補助金の詳細は市ホームページをご確認ください。

創エネ・省エネ・蓄エネ推進事業費補助金

太陽光発電システム・家庭用リチウムイオン蓄電池の設置、省エネルギー住宅の建築・改修費用を補助します。



市ホームページ

補助対象	補助額
①省エネルギー住宅※(新築・改修) ※建築物の省エネルギー性能を表示する第三者認証制度「BELS」の評価において「ゼロエネ相当」と表示された戸建住宅	市内業者が設置工事を行う場合は、最大10万円(市外業者の場合は、最大8万円)
②家庭用リチウムイオン蓄電池	市内業者が設置工事を行う場合は、最大10万円(市外業者の場合は、最大8万円) *蓄電容量1キロワット当たり2万円
③太陽光発電システム	市内業者が設置工事を行う場合は、最大5万円(市外業者の場合は、最大4万円) *発電容量1キロワット当たり1万円

自然エネルギー利用推進事業費補助金

太陽熱温水器や太陽熱利用システムの設置費用を補助します。

市ホームページ



補助対象	補助額
①自然循環型太陽熱温水器 住宅の屋根などへの設置に適した、太陽熱エネルギーを集熱器により集めて給湯に利用するシステムで、貯湯部分と集熱器部分が一体型のもの	1基当たり 1.5万円
②強制循環型太陽熱利用システム 住宅の屋根などへの設置に適した、不凍液などを強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成され、主に給湯に利用するシステム	1基当たり 3万円

太陽光発電設備等共同購入支援事業

みんなで集まり安心・お得に購入できる、太陽光パネル・蓄電池の共同購入事業を開始しています。



[参加募集期限] 8月28日因

[問い合わせ] 静岡県 みんなのおうちに太陽光事務局

☎ 0120 (752) 300

(固定電話・携帯電話)

※受付時間：午前10時～午後6時(土・日・祝日を除く)



専用ウェブサイト

住宅省エネ2025キャンペーン

新築とリフォームを対象にした4つの補助事業により、家庭部門の省エネ化を促進します。一部の新築住宅を除き、子育て世帯に限らず全ての世帯が対象になります。



[参加募集期限] 事業内容によって時期が異なります。

詳細はウェブサイトをご確認ください。

[問い合わせ] 住宅省エネ2025キャンペーン 補助事業

合同お問い合わせ窓口

☎ 0570 (022) 004

※受付時間：午前9時～午後5時(土・日・祝日を含む)



専用ウェブサイト

浄化槽設置事業補助金

■申請の時期：浄化槽の設置工事前 ■完了届の提出期限：申請した年度内(3月末)

■補助内容

①設置工事費に対する補助

	新増築に伴う合併槽設置の場合	くみ取り便槽または単独槽から合併槽に転換する場合(新増築は除く)
5人槽	19万9,000円	33万2,000円
7人槽	24万8,000円	41万4,000円
10人槽	32万8,000円	54万8,000円

*世帯の一部が同一敷地内または別の場所に新増築する場合を除き、合併槽から合併槽への転換は補助対象外です。

②合併槽設置に伴い補助対象となる工事

補助対象となる工事	補助額(上限)	備考
既存のくみ取り便槽または単独槽撤去	9万円	くみ取り便槽または単独槽から合併槽に転換する場合のみ
宅内配管工事	30万円	

*上限額のため、実際の工事費によっては、上記金額以下の支給となります。

*補助額には予算に限りがあるため、手続きに関することなどは、環境課へご確認ください。

問い合わせ

環境課

西尾

☎

(53)2609